

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置（C）のボール回収器用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の海水出入口側水室フランジ部付近の保温材カバーより海水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	共用所内ボイラ（C）用流量計の点検において、循環流量計及び蒸気流量計に計器精度外れが認められたため、当該流量計用検出器を交換	C	
4	3号機	主蒸気逃し安全弁（2台）の使用前事業者検査及び使用前検査における窒素ガスによる弁座漏えい検査において、検査圧力値を規定の圧力値より低い値で実施したため、対応検討	B	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）過給機用潤滑油タンク（2槽）のレベル計（2台）が汚れているため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）過給機用潤滑油タンク（2槽）のレベル計（2台）が汚れているため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
7	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口切替弁の操作選択スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
8	4号機	高圧注水系タービン排気ドレン配管の原子炉格納容器圧力抑制室流入隔離弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	5号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）のケーシングボルト締付部付近に一時的に水のリーク（1滴／3.5秒程度、汚染なし）が認められたため、当該部を調査	D	
10	5号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器出口温度調整器の動作不良により同系循環ポンプ（A、B）が自動停止したため、当該ポンプを再起動し当該温度調整器を点検・修理	C	
11	5号機	原子炉圧力容器表面温度記録計のうち原子炉圧力容器上蓋フランジ温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
12	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用温度記録計に一時的に温度高の警報発生が認められたため、当該温度記録計及び温度検出器を点検・修理	D	
13	6号機	循環水ポンプ（C）駆動用電動機軸受冷却水配管用凍結防止ヒータの電線管サポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
14	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）燃焼空気流量制御装置に動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	
15	集中環境施設	洗浄水供給系ポンプ出口流量積算計に動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで